

第四八回

参第一号

電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律を廃止する法律
(案)

電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律(昭和二十八年法律
第七十一号)は、廃止する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

電気事業及び石炭鉱業における労働者の団体行動権の確保を図るため、電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。